

## 第十六章 文化のありさま

### 第一節 行事と娯楽

#### 江戸時代の農村文化と庶民の楽しみ

われわれはわれわれの祖先のすぐれた遺産というものの、但馬の歴史の良き伝統というものを、文化遺産の形においてよく知ることができる。江戸時代における当地方の文化のありさまはどのようなものであつたろうか。本章においてはこの面からいくつかの事柄を取り上げてみるとしよう。

江戸時代の文化の特色は、新興の町人階級による町人文化であつたといわれる。それは、文学、美術の各分野、即ち小説・俳諧・戯曲・演劇・建築・工芸・絵画・彫刻ほか、いろいろな面において、或は華麗な、或は爛熟した、頽廃的で多様多彩な、上方文化、江戸文化を生み出し、打ち続いた平和な鎖国時代の蓄積された文化遺産を残してくれている。

しかしながら、この時代の地方文化、農村文化、農民階級の文化としては、いったいどのようなものが生

み出されたのだろうか。おもろに当時の農民が當々として働いた富の蓄積は、最大の部分は年貢米として、或は大阪へ、或は江戸へと吸い上げられて行つたし、更にまた諸藩の士族階級の消費生活を支えるために収奪されてしまった。地方の農村における庶民階級の文化を華々しく開花させるには、条件は極めて悪く、がんじがらめの御法度があり、束縛があつて、当時の農民は犠牲のみ大きく、自己自身が自己的生産した富を享受する立場に置かれるには程遠かつた。このような時代において、農村文化の担い手として活躍することができたのは、限られた上層の地主階級とか、僧侶、医師などの少数の文化人にすぎなかつたといえるであろう。

しかしながら、一方において、農民の生活を支えた農耕にまつわる古来よりの祭礼行事、或は宗教的集団の中心としての神社仏閣の造営維持、などに対して、当時の農民のエネルギーはすぐなくなり注ぎ込まれている。そして更に、農業生産力の向上による僅かな余剰の蓄積をもつて、当時の農民たちは、生活の中にいろいろの娯楽を見出していくのであった。

### 手辺歌舞伎（てへんかぶき）

但馬地方の近郷近在に鳴りひびいた民間芸能の代表的なものとして手辺村の農村歌舞伎座、手辺座がある。

そのはじめはよくわからないところがあるが、花谷福太夫という小出家お抱えの能役者（猿樂師）があつて、主家に従つて出石の城下に移り、のち堀村に居住するようになったが、やがていつの頃から猿樂師として万歳師となり、更に変じて寛政年間にはすでに芝居座となつており、手辺座と称している。

万歳師としては、年中行事として毎年春には出石御城下へ罷り出て、万歳舞を舞つたといわれ、又そのほか神事祭礼などある場合は雇われて芝居狂言なども興行したけれども、天保上知以来は芝居狂言の興行は認められなくなつたという。しかし雇われて、手おどりのようなことをしたり出石御城下へ万歳師として毎年万歳に罷り出ることは続いて幕末に至つてゐる。

座元は、福太夫の子孫で、嘉七、嘉四郎、という者がうけついでいた。

手辺歌舞伎という言葉のあらわれる寛政十一年（一七九九）の資料があるので次に紹介しておこう。  
「当村氏神、殊の外破損仕り候につき、修覆仕り候處、村難渋し、入用の銀出来兼ね候為、恐れながら此の度、晴天七日、芝居御赦免成し下され候様、願い上げ奉り候。尤も、御赦免を蒙り候はば、手辺歌舞伎雇い申し度く候間、御慈悲を以て仰せつけ成し下され候様願い上げ奉り候。右願の通り仰せつけ下され候はば、有難く存じ上げ奉り候也。」

寛政十一年未六月六日

竹貫村 百姓代 六郎兵衛  
組頭 義兵衛

庄屋 六郎右衛門

御勘定所

右願の通り、御仰付なさる様願い上げ奉り候

大庄屋差添 堀村 新兵衛」

これは、竹貫村の氏神である鷹貫神社の修理に要する資金調達のため、手辺歌舞伎を雇つて芝居興行をしようという計画の許可願である。この願は許可されて手辺歌舞伎芝居が興行されている。

但馬の歌舞伎舞台の分布はかなり濃厚に群をなしているといわれ、朝来郡十五、養父郡二十五、美方郡十一、城崎郡（含氣多郡）十六、出石郡十七にもおよぶ舞台数がこれまでに確認されているという。（『但馬の歴史と文化財』大阪市立博物館）。手辺村にも江戸時代から農村歌舞伎舞台が設けられた筈であるが、明治初年に桐島福三郎を中心に設けられた仮小屋の建物が大正初期まであり、それ以前のことは明かでない。

弘化三年（一八四六）に堀村の村役人から生野代官所へ提出された万歳師に関する調査報告書があるが、これによると、その当時には万歳師嘉四郎およびその子と、嘉四郎の別家の豊造とその子の合計七人が万歳師として堀村の人別帳に記載されているが、七人とも所持石高は無高であり、土地を持たず、農業はせず、万歳師のみの渡世であった。そしてその外に、人別帳からはずれた者が十人いるが、それは嘉四郎や豊造の雇入れた者かどうか、身分素姓はよく分らないという。そのほかこの報告書には家系の来歴など、興味深い内容が含まれているので、全文をのせておくこととする。

堀村、万歳師調査報告書、弘化三年（一八四六）

「乍」恐以ニ書附奉ニ申上候

但州氣多郡堀村

地借り無高 万歳師 嘉四郎

同人梓 滝三郎

地借り無高 嘉四郎別家  
ク 福三郎  
ク 秀太郎  
ク 菊太郎

万歳師 豊造  
同人悴 詮吉

外 七十郎 富三郎 市蔵 春十郎 伝吉 助八 弥平 文平 儀平 勝次郎

右十人のものは嘉四郎、豊造、雇入之ものに御座候哉、得と相分り不レ申候。

右のもの共身分の儀御尋に付、奉ニ申上候。

万歳師嘉四郎先祖福太夫儀、小出様御抱能役者にて、元禄四（一六九一）未年、御同家様泉州岸和田より御国替に而、但州出石御越し之節御供仕、罷越、堀村江住居仕候趣ニ而、同十一（一六九八）寅年、松平伊賀守様御入郡御領分に相成り、宝永三（一七〇六）戌年仙石様御入郡御領分に相成り、宝永三（一七〇六）戌年仙石様御入郡御引渡に相成、然ル処、福太夫儀、何々頃よりか万歳師に相成、出石御城下にも毎春罷出候儀有レ之、其外神事祭礼等有レ之節、被ニ相雇、芝居狂言等も仕候儀ニ而、右狂言興行仕候節は、其時々御領主様役場御聞済を受來り候儀ニ御座候。尤、御料所に相成候已來は、芝居興行仕候儀、無ニ御座ニ候得共、品に寄、被ニ相雇、手躍様之儀いたし、相続罷在、前々引付を以、當時以ニ出石御城主様并武家方御領分在町共ニ、毎年万歳に罷出候。且又、嘉四郎外七人は当村入帳之ものに御座候得共、農業は不レ仕、万歳師渡世

仕、罷在候儀に而、其外之もの共村方人別に無御座候。右御尋に付、不取敢此段奉申上候。委細之儀は猶当人得と相糺、追而奉申上候。以上。

弘化三（一八四六）午年七月

但州氣多郡堀村

役人惣代年寄 八右衛門印

生野御役所

〔生野代官所文書〕

尚、堀村の万歳師福太夫が出石藩より孝行者として表彰されたという記録も残っている。

久斗文樂（くとぶんらく）但馬地方における江戸時代の民間に伝わった人形淨瑠璃に、香住町森、竹野町小城、日高町久斗などに伝わった文樂座の諸派があつた。

竹野町小城には、小城座があり、江戸末期には手辺座に加わり、村芝居興行に招かれて各地に出張したといわれるが、明治初年には姿を消した。しかし小城人形のかしらといわれるもの十三個が今に残っている。香住町森の人形淨瑠璃は幕末には既に絶えてその影はない。

久斗に伝わって久斗文樂は、義太夫節を地とし、文樂、淡路人形、阿波人形などと同様三人遣いの形式をとる人形淨瑠璃芝居である。この久斗文樂のはじまりは、文政年間に室部落（田ノ口村）から人形かしら十個ほどを二個の箱と共に買い求めたのによると伝えられるが、今も残されている一個の箱には墨書きで田ノ



写真172 久斗文楽かしら

口、壱番、座本という箱書が判読されるから、田ノ口村にそれまで人形座があつたことを推測させるものがある。

文化文政頃において、各地の淨瑠璃は非常に盛んであつたようである。化政期は安逸享樂の時代といわれるが、出石藩、豊岡藩においても、藩財政は急速に悪化している。農民に対しては、極力儉約をすすめ、奢侈をいましめていが、それでもかかわらず、時代の風潮としては、上に立つ武士が華美に流れでゆけば、盛り上る民衆の享樂欲望を抑圧しつくすことも出来なかつたに違ひない。

文化七年（一八一〇）の知見村の御仕置五人組帳には次のような一項がある。

「一、当村の内、能、操（あやつり）、相撲又は狂言、其外、見物事之類、芝居、仕間敷候。私領、分郷、或は地境まぎらわしき他領之地内にて、芝居、狂言等仕候はば、始まらざる以前、御役所へ注進致すべき事」

当時の知見村は久美浜代官所の支配地である。しかし久斗村の東組は天保上知までは出石領であった。また手辺村

(府中新、府市場、堀あたり) も天保上知までは出石領であった。天領よりは出石藩の方が民衆の娯楽については取締がゆるやかで、それが久斗文樂や手辺歌舞伎の活動に影響をもつたということもできると思われる。

久斗には幕末に成田市兵衛(竹本三寿太夫)という淨瑠璃の名人があり、三丹一といわれたという。彼は明治七年に死んだが、久斗村荒坂の地に、明治九年九月、大きな自然石の「竹本三寿太夫塚」が建立され、その盛時を偲ばせている。

久斗文樂は、かつては但馬一円に巡業し、福知山あたりまで出かけていたが、昭和三十七年を最後に絶え、かしら、小道具類を残しているが、現存するかしらはカドメ・若男・娘など二十四個で、二、三の地方人形かしらを除いて阿波系統のものであり、その制作年代は、天狗久をはじめ大江順、由良亀、天狗弁などの作であって、明治中期に阿波のかしらが大型化し、光沢のある塗りを採用した以後の製作に成るものであり、江戸時代のものは残っていないのが惜しい。

**そうだろ節(神鍋民謡)** 但馬地方の代表民謡であり、昭和四十一年に全国民踊指導種目として採択され、近畿地方の代表民踊として広く歌に広められているのが「そうだろ節」である。

その発生の由来としては、享保年間に、神鍋を中心とした山林に所有権の争いが絶えず、流血のさわぎさえしばしばであったところ、当時の領主や代官所への出訴もたび重ねても、領主が異なることや、幕

府の直轄地があることなどの事情で解決をみず、享保十五年に江戸沙汰となり、江戸へ出訴、再三にわたる実地見分の結果、ようやく享保十七年（一七三二）に至り地域の確定をみ、長期の紛争も解決された。その祝宴の席で誰れ歌うともなく歌い出されたのが、このそうち節だと伝えられているが、歌詞の変遷は定かでない。

それ以来この歌は、めでたい歌として祝宴の席で歌いつがれて今日に及んでいるという。

ソーダロ ソーダロ ソーダロヤ  
ヘめでためでたの 若松様よナ  
ソーダロ ソーダロ ソーダロヤ  
枝も栄えるナ 葉も繁るナ  
オーオサ ソーダロ ソーダロヤ  
ヘここ<sup>やかた</sup>の家形は めでたい家形ナ  
鶴が御門にナ 巣をかけたナ  
ヘ鶴が御門に 巣をかけたなればナ  
亀はお庭でナ 舞をまうナ  
ヘ亀はお庭で なんというて舞うたナ  
お家繁昌とナ いうて舞うたナ  
(以下略)

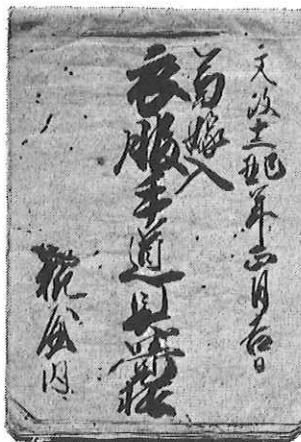


写真173 菊嫁入衣服手道具覚帳  
(植坂六郎治文書)

嫁入の衣服手道具進物目録 文政十二年(一八二九) 江戸

時代の衣食住のあらゆる面にわたって、農民の生活水準が極度に抑圧されたものであったことはしばしばのべたところであるが、上層地主階級の生活水準が、江戸後期に至ると相当の程度にまで向上していたことを示す好例がある。出石藩領であった上石村の大庄屋植坂六郎治家における、文政十二年(一八二九)に娘の菊が篠岡村に嫁入した際の覚書にかきあげられた、嫁入衣服、手道具、進物などの目録をみると、実に驚くほど豊富で高価な内容の品々を取揃えており、非常に興味深いものがあるので、ここにその全容を紹介しておくこととする。

この目録によれば、当時の衣類、小道具、食料品などの諸物価の大体も知ることが出来る。この中に白米一石が代銀百匁とみえているから、これを標準にして比較してみればよいであろう。その割合でいけばこの目録にあげられた嫁入の費用の総合計高は、銀六貫百五十匁ほどに達しているから、総費用は白米で六十一石五斗分に相当することができる。又、文政十三年(一八三〇)の伊福村の田畠の質入値段が一反に付十五匁から四十匁までということであるから、右銀六貫百五十匁をその割合で換算すると、上等田で十五町四反分、下等田では實に四十一町歩分を年季質地に提供して調達したに相当する嫁入費用を使つたことになる。文政期末において上層の地主の経済的実力が、決して侮り難い基礎を確立するに至っていることが、



鐘爐壺	二二〇匁
たらい、大小、たんご共	一六〇匁
下駄箱（木履二、下駄二、草履二、共）	一五〇匁
からかさ（じゃのめ）	一一〇匁
てりかさ（青天上）	八五匁
ちょうちん（袋入、紋付、隱笠、八寸）	六匁
かみそり	七・五匁
はさみ	三〇匁
小刀	三四匁
火熨（ひのし）	二匁
三つ櫛、小中荒	一・六匁
以上手道具合計金額、駄賀共、	一匁
(衣裳類)	
綿入長袖、毛鶴、紅裏、花色朝顔つた模様	一七〇匁
綿入長袖、縷子、紅裏、黒	一五〇匁
綿入長袖、紺縷子、紋付、花色	一四〇匁
綿入長袖、紋付、茶色	一五〇匁
綿入長袖、紋縮緬、紋付、るり紺	一六〇匁
綿入長袖、紺縮緬、引返し、八掛	一五〇匁
綿入長袖、紫縮緬、紋付	一一〇匁
綿入詰袖、紺紫、紋付、江戸裾梅折枝、裏紫、花ちりめん	五二・五匁
綿入詰袖、岸縞、裏黒縮緬、梅枝縫紋付、八掛	六五匁
綿入詰袖、八丈縞、碁盤、黄糸入、引返し、八掛	八三匁
綿入詰袖、□紺、紋付、裏紫、鹿の子紋、八掛	五〇匁
綿入詰袖、白むく、引返し	四七匁

拾詰袖、紫縮緬、金糸縫紋	六〇匁	布子、糸縞、三碎し、碁盤縞、裏千草色	三八匁
拾詰袖、紬るり紋、紋付、裙模様、裏小紋絹	六三匁	布子、糸縞、立かすり入、裏千草色	三五匁
単物詰袖、岸縞、立赤糸入	四二匁	布子、糸縞、二重、碁盤、目引、裏千草色	三七匁
単物詰袖、本糸氣入地、紋付三つ重、もく形、花籠模様	三三匁	布子、木綿、木座、小紋、引返し	三三匁
肌着、縮緬、南京袖、水鮎模様袖	三五匁	布子、糸入縞、立糸入、千草色	三五匁
肌着、□の二丸紋紬	四匁	布子、糸入縞、立糸入、横茶糸入、千草色	三三匁
肌着、輪子袖、金糸縫模様、えり袖、	五匁	布子、糸入縞、簾碁盤	三三匁
肌着、板締、縮緬紬、せりハ銀蝶の模様、紅鹿の子襟	一八匁	布子、糸入縞、立縞、藍色、茶、裏千草	三三匁
肌着、板締、縮緬袖、せりハ銀蝶の模様、身赤、牡丹袖	一五匁	布子、糸入縞、立糸入、横茶糸入、千草色	三三匁
肌着、木綿、浅黄、小袖口	六匁	拾、糸入縞、碁盤、嵩、千草色	二八匁
肌着、木綿、浅黄、袖口ねずみ、小紋	六匁	拾、木綿、□一、もく形、引返し、八掛	二九匁
布子（木綿綿入）木綿、しけ（結糸）一、裏落桜、紋付、	三三匁	布子、木綿縞、くり川茶、染、引返し、八掛	二九匁
八掛	三三匁	布子、木綿縞、簾、碁盤、千草裏	三三匁
布子、木綿、しけ一、紋付、表黒いかけ、八掛	三匁	拾、木綿縞、茶行目、碁盤、千草裏	三三匁
布子、木綿、しけ一、一粒形井かき、揃引返し	三五匁	拾、木綿縞、小行目、碁盤、千草裏	三三匁
布子、□一、立縞三筋、裏秩父とおし	五四・五匁	布子、糸縞、洗張り、木綿縞、碁盤縞	三三匁
布子、糸縞、藤色、格子縞、引返し、八掛	三五匁	単物、糸縞、中しゅうじ（習字）、浅黄色	二八匁
布子、糸縞、三碎し、裏秩父とおし	五九匁	単物、糸縞、とび色、碁盤大鳴	二八匁
布子、糸縞、三碎し、立糸縞、黒青江	三五匁	単物、木綿しけ一、けんば染、たばねのし、小紋	二〇匁

木綿夜着、紺色、三つ笠紋、裾ききょう模様、裏菊、から草	一七匁	木綿ふとん、紺色、三つ笠紋、裾ききょう模様、裏菊、から草	一二〇匁
木綿浴衣、水鯉、一粒形	一六匁	木綿合羽、黒染、ピロード襟	一七匁
木綿合羽、黒染、ピロード襟	一五匁	かづき、薄衣、青練	一六匁
かづき、薄衣、青練	一四匁	蚊帳、浅黄、五六（五尺×六尺）、紅絹縁	一五匁
蚊帳、浅黄、五六（五尺×六尺）、紅絹縁	一三匁	すそよけ、板締、縮緬、拾、紅裏	一四匁
すそよけ、板締、縮緬、拾、紅裏	一一匁	（ひとつもの）、奈良、そら色、無地、割桐の紋	一三匁
（ひとつもの）、奈良、そら色、無地、割桐の紋	一〇匁	帷子、越後、そら色、江戸裙模様、沼に萩	一一匁
帷子、越後、そら色、江戸裙模様、沼に萩	九匁	帷子、奈良、紺がすり	一〇匁
帷子、奈良、紺がすり	八匁	帷子、奈良、浅黄碁盤縞	九匁
帷子、奈良、浅黄碁盤縞	七匁	帷子、奈良、紺縞、かすり	八匁
帷子、奈良、紺縞、かすり	六匁	帷子、奈良、こい浅黄、碁盤鳴	七匁
帷子、奈良、こい浅黄、碁盤鳴	五匁	帷子、奈良、おしあい鳴	六匁
帷子、奈良、おしあい鳴	四匁	帷子、奈良、白	五匁
帷子、奈良、白	三匁	地布帷子、そら色、時雨千鳥	四匁
地布帷子、そら色、時雨千鳥	二匁	紺夜着、薄黄色、菊かき川模様、裏紅絹	三匁
紺夜着、薄黄色、菊かき川模様、裏紅絹	一匁	紺ふとん、枕二つ、薄黄色、菊かき川模様、裏紅絹	二匁
紺ふとん、枕二つ、薄黄色、菊かき川模様、裏紅絹	八〇匁	木綿夜着、紺色、三つ笠紋、裾ききょう模様、裏菊、から草	右同

腰帶、黒ビロード	二〇匁	昆布	するめ
腰帶、るり紺紋、縮緬	八匁	鳥目	一帖
染風呂敷、大小三つ、縞共	二匁	のし色紙、越前奉書	二・七文
金欄袋、大小三つ、縞共	五〇匁	手織、しけ一	一反
木綿袋、大小、布共、六つ	九匁	銀札、三十匁、劔人十二人、取持人肴、舟渡し	九匁
前垂、紺がすり一、縞二つ	八匁	手風呂敷、上三つ	六匁
ゆまさき、地絹一、さらし一、木綿六	二三匁	以上進物諸入用合計金額 (手前出立入用)	二三三匁
手風呂敷、大小十五、持参物	一六匁	白米	一石
おしゃろい、かんばし(雑煮箸)、もとゆい、楊枝さし、き	二〇匁	かれい	一〇〇匁
んけし、品々	一〇匁	ごぼう	三十
以上衣裳類合計金額、	一七匁	とうふ	三貫目
(進物諸入用)	代銀五貫〇五二匁	酒	四匁
吳路丸、上下(かみしも)	二八匁	以上合計	一斗五升
小紋、絹	三五匁	代銀一三七匁	二〇匁
博多帯	一八匁	ひたし、よめな、干大根、花くり、花きうり、にしめ、に	代銀一三七匁
延紙	一三・五匁	しきはんべん、なす玉子、玉子きのこ、花ぐわい、縞はん	二〇匁
扇子	一四匁	ぺん、しいたけ、切いも、かんぴょう、ふき、ゆば、ごぼ	二〇匁
水引	二・六匁	う、わらび、こんぶ、こんにゃく、まつたけ	二〇匁
掛鰯	八匁	右、大重一組、提重一つ、にしめ一つ、	二〇匁
名酒	三〇匁	以上、手道具、衣裳類、進物、出立共、	二把
二枚(凡一尺三寸位)	一斗五升	口々総合計六貫百五十匁	八匁
八匁	三箱	〔上石、植坂六郎治文書〕	二把

これらの嫁入衣裳や道具類などの仕入れは、どこから購買したのであろうか。京都から直接取寄せたものもあるであろうが、多くは出石や豊岡の商人の手を経て買い求めたに違いない。当時における上等の一級品を吟味して取り揃えていることが窺われ、化政期に至って当地方の上層農民の到達した高い生活水準を示している。

## 第二節 宗教と教育

**江戸時代の宗教や教育の特色** 江戸時代の宗教界、思想界の大きな部門としては、仏教、儒教、神道、キリスト教などが存在した。そして、この時代の著しい特色は、政治権力の圧倒的支配であり、宗教の政治への従属であるといわれる。

キリスト教は寛永十四年（一六三七）の島原の乱ののち、幕府によって徹底的に弾圧され、宗門改しゆうもんあらためや五人組の制度がこの目的のために幕府権力によって採用され動員された。

仏教は寺院制度の基礎として檀家制度を採用することとなり、檀家の家族全員の名前が宗門人別改帳に登録され報告された。各仏教宗派はそれぞれ総本山をピラミッドの頂点とする本末制度の確立により、末端の末寺のすみずみに至るまで一糸乱れず統制支配したが、これによって幕藩体制の全国的封建支配の一翼を荷う役割を果したのである。

儒教は幕藩体制を支持する学問的理論的役割を荷うこととなり、封建的道德理念を鼓吹する官学として保



写真174 元文2年 宗旨御改前書（多田明美文書）

護された。しかし、農村の末端においては、難解な理論学説よりは、平易な勸善懲惡や忠孝人倫の道などの教化をめざす道学とか心学とかの普及がみられる。そして寺子屋教育が重要な教育機関であった。

以下には、当地方に残る資料によって、当地方における宗教や教育の断面をいくつか紹介しておくことにしよう。

### きびしい切支丹宗門改 元文二年（一七三七）宗門御改前書請書

#### 「宗旨御改前書」

一、従レ此以前、度々被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候、耶蘇宗門御改儀、毎年村中五人組、借屋并召仕之男女ニ至迄、無<sup>ニ</sup>油断<sup>一</sup>吟味可<sup>レ</sup>仕事。

一、耶蘇宗門之者ニ宿を借し候者ハ、家主縦宗門ニ而無<sup>ニ</sup>御座候共、死罪、両隣五人組観所<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>候。借屋之者、宿仕候ハバ、借屋之五人組迄、可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>曲事<sup>一</sup>之旨、被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>一</sup>之上ハ、油断仕間舗候事。

一、他所より参、居住仕候者、又ハ遠方より参候商人等ニ至迄、宗旨相改、寺請、宿請状、念を入、取置可<sup>レ</sup>申事。

右之通、御改ニ付、銘々寺請、判形取、指上申候得共、猶以、念を入、吟味仕、先祖より存候者ニ有<sup>レ</sup>之候共、聊も不審成儀、及<sup>レ</sup>見、及<sup>レ</sup>聞、申候ハバ、早々可<sup>レ</sup>申上<sup>レ</sup>候。忽而、御制札之趣、急度相守可<sup>レ</sup>申候。若し油断仕、以後、脇より露頭申候ハバ、御穿鑿之上、庄屋年寄並当五人組迄、罪科可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>旨、奉<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>其意<sup>レ</sup>候。為<sup>レ</sup>後日<sup>レ</sup>、連判差上申処、仍而如<sup>レ</sup>件。

元文二年（一七三七）

但州氣多郡殿村

庄屋

年寄

生野御奉行所

〔殿村、多田明美文書〕

切支丹宗門改が地方に一般化する時期は元和初年頃（一六一五）であると推定されている。この元文二年の宗門御改前書請書は大分時代が下つてくるが、これによれば、「銘々寺請、判形取、指上申」制度が実施されていることが分るが、更に「猶以、念を入、吟味仕」として、「村中五人組」「両隣五人組」「借家之五人組」「借家の家主、召仕」「庄屋年寄」などが連帶して死罪を含む厳罰に処せられる旨定められ、「宿請状」も念を入れて取るべき旨が達せられている。一口に宗門改といつても、幾重にも念入りに油断なく吟味が行われることとなり、その内容は複雑な発達過程を含んでいた。

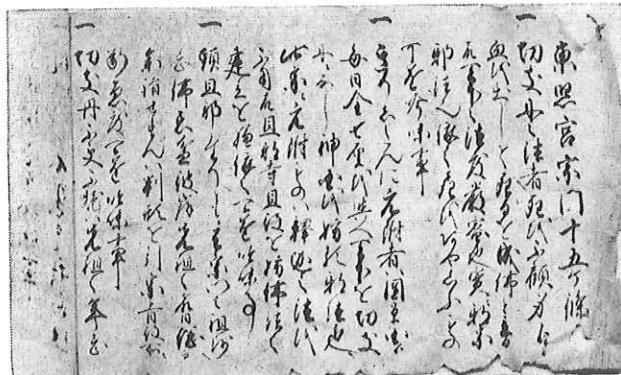


写真175 東照宮宗門十五ヶ條（飯田耕作文書）

ここに、慶長十八年（一六一三）の年代の入った「東照宮宗門十五ヶ條」と題する捷書がある。東照宮とは徳川家康のことである。しかしその年代は後代の偽作であつて、この捷は實際は慶長十八年に発布されたものではないといふ。しかし、近世宗教史上で有名なので、ここに全文を原文のまま紹介しておく。

#### 「東照宮宗門十五ヶ條」

一、切支丹之法者、死を不<sub>レ</sub>顧<sub>カ</sub>、身より血を出して死るを成仏と立<sub>シム</sub>る故、天下之法度<sub>ハ</sub>、嚴密也。実ニ邪宗<sub>ジヤシヨウ</sub>、邪法也。依<sub>レ</sub>之、死をあやしむもの、可<sub>レ</sub>遂<sub>ト</sub>吟味<sub>ヒンメイ</sub>の事。

一、きりしたんに元附者ハ、団単国より毎日金七厘を与へ、天下を切支丹になし、神國を妨る邪法也。此宗に元附ものは、釈迦之法不<sub>レ</sub>用故、且那寺且役を妨<sub>ハシマサケ</sub>、仏法之建立を嫌う。依<sub>レ</sub>之、可<sub>レ</sub>遂<sub>ト</sub>吟味<sub>ヒンメイ</sub>の事。

一、頭<sub>カシラ</sub>旦<sub>タナ</sub>那たりとも、其宗門之祖師、忌仏、忌盆、彼岸、先祖之名不<sub>レ</sub>用<sub>ハシマサケ</sub>、判形<sub>ハンギョウ</sub>と引<sub>ハシマサケ</sub>、宗旨役所二断、急度<sub>キツド</sub>可<sub>レ</sub>遂<sub>ト</sub>吟味<sub>ヒンメイ</sub>事。

一、切支丹、不受<sub>フジヤフ</sub>不施<sub>ハ</sub>、先祖之年忌之弔<sub>ハシマサケ</sub>不<sub>レ</sub>受<sub>ハシマサケ</sub>、當日宗門寺へ

一通志をのべ、内証にて俗人一類打寄、吊僧之來事有時ハ、不レ具として不レ用。依而可レ遂ニ吟味一事。

一、丹那役を不レ勤、しかも我意に任せ、宗門請合之住僧を不レ用、宗門寺用事身分相応ニ不レ勤、内心邪法を抱置るを不受不施といふ。可ニ有得一事。

一、不受不施之法ハ、何ニ而も、宗門寺より用事を不レ受、其宗門之祖、沙本尊之寺用不レ勤、將又、他人他宗之ものを不レ受不レ施、是邪法也。人間ハ天の恩を受けて地に施し、親之恩を受て子に施し、仏之恩を受て僧に施し、是正法也。依レ之、可レ遂ニ吟味一事。

一、悲田宗、きりしたん、不受不施、三宗共一派なり。彼が尊所之本尊ハ、牛頭切支頂上故、丁頭大うすと名乗る。此仏を頼み奉り、鏡を見れば、仏面と成、宗旨ころべば鏡之彰ケ犬と見せる。是邪法也。一度此鏡を見たる者は、深く、牛頭切支仏を信仰し、日本を魔國に成。然ども宗門吟味之神國ゆへ、内心不受不施にて宗門寺に出入せず。依レ之可レ遂ニ吟味一事。

一、親代々より、宗門ニ元附、八宗九宗之内、何之宗旨に紛無之とも、其子いか成迷いて、心底邪法に組居申者も知不レ申。宗門寺より此吟味をとげ、仏法礼儀講談を以て夫々の修理建立可レ勤。邪宗ハ宗門寺之事、一切世間一通にして、内心仏法を破り、僧之勤を不レ用。依レ之可レ遂ニ吟味一事。

一、死後、死骸に剃刀あたへ、戒名を授候事、是ハ宗門寺之僧、死相を見届、邪宗無レ之段、骸に合点之上、引導をいたし、能々可レ遂ニ吟味一事。

一、宗門寺を差置、外寺へ相ニ頼吊、其宗門寺役之住僧を退申事、別而詮儀可レ遂ニ吟味一事。

一、先祖之仏事、他寺へ持參、法事勤事、かたく禁制。然共、他国他社にて死たるものハ、格別のこと、扱

又、毎年七月、盆廻まいり之儀ハ、其宗旨之仏壇を吟味之ため、相廻り可レ申事。

一、天下一流、正法ニ紛無レ之ものにハ、頭判を加ヘ、宗門法令可レ申事。武士者、其寺之請帳に証印を加ヘ、差出し、其外血判いたし、望ものは、請合、受入を以、証文可ニ差出一事。

一、相果候時分、一切宗門寺之指図を承け、取行可レ申事。

一、天下之敵、万民之怨ハ、切支丹、不受不施、悲田宗也。転候者之類族、相果候節ハ、其寺社役所へ相断、檢者を請而、宗門寺之住僧吊可レ申事。役所へ不レ断、吊申時は、其僧之越度、能々可致吟味一事。

一、横様、無退ニ、檀那役其者之分限不相応之儀ハ、宗門寺より用捨可レ有事。信心をもつて仏法を尊み、王法を敬ハ、正法之もの也。

右十五ヶ条之趣、一茂於ひとつも二相背あいそくハ、梵天釈帝、四大天王、五道之冥官、日本伊勢太神宮、八幡大菩薩、春日大明神、其外氏神、日本六拾余州之神明之可レ蒙レ罰もの也。

慶長十八年（一六一三）癸丑五月 日

奉行

天下之諸寺院、宗門請合之面々、此一条茂相欠候ニおるては、越度たるべし。能々可ニ相守二もの也。」

〔名色、飯田耕作文書〕

この文書は「邪宗門吟味之事、御条目宗門檀那請合之捷」（徳川禁令考）に基づく氣多郡版である。この捷は悲田宗禁止の元禄四年（一六九一）以後に偽作されたが、江戸時代後期の民衆に実効をもつた、全条、宗門改と寺請に関する禁制であつた。

## 遊行上人の御通行

一遍上人を開祖とする時宗の布教行事として、遊行上人がしばしば但馬地方を通行した記録が残っているが、享保十六年（一七三二）、延享二年（一七四五）、宝暦九年（一七五九）、安永二年（一七七三）、寛政六年（一七九四）、文化十二年（一八一五）、文政八年（一八二五）の七回の例が知られている。

享保十六年（一七三二）の例によれば、四月九日に丹後より出石入りした遊行上人一行は、十六日に御先僧が出石川を船で下つて豊岡入りをしているが、二十一日に上人の本隊一行は、御殿船（熊野権現）を先頭に、上人の御召船、以下十五艘の屋形船、荷船をつらね、大庄屋、庄屋より成る宰領三十人、賦役の人足二百人、合計三百三十人が分乗してやはり出石川を下り、實に盛大なデモンストレーションをくりひろげた。

延享二年（一七四五）の七月の例によれば、再び船と人足の大動員がかけられ、八艘の屋形船と七艘の荷船、三十人の宰領と二百七人の人足が氣多郡と出石郡下郷から徵集された。十五艘の船の中、氣多郡からは、土淵村太良左衛門船、府市場村茂左衛門船、野々庄村庄屋茂右衛門船、引野村佐七船、加陽村吉左衛門船、日置村加左衛門船、佐野村市左衛門船、竹貫村喜介船、清冷寺村久七船の九艘が参加した。

寛政六年（一七九四）の例によれば、僧侶の数は三十九人であったと記録されている。

宗教の影響力、信仰の力は実に測り知るものがある。生活水準も低く、教育程度も低かった時代において、民衆の宗教は、一方において切支丹などの如く政治支配権力の弾圧政策の目標にされるものもあれば、他方においてこれが保護尊崇の対象に取上げられるものもあったのであつた。

### 民間信仰と石仏巡礼

江戸時代に造られ、今も尚わが町内に遺されている石仏、石造美術品は莫大の数にのぼっており、各部落の各所に記名、無記名の古石仏を見る事ができる。

六地蔵とか六体地蔵などのほか、単独石仏の存在しない村はなく、地蔵盆が現在も尚盛大に祭られている土地もあり、石仏の数は枚挙にいとまがなく、全町内の石仏を調査し、これがリストを作成することの必要性が提唱されているが、これは今後の課題であろう。

以下には『但馬国六拾六所地蔵順礼』（川見時造著、昭和四十九年）により紹介された、わが町における民間信仰のあらわれである石仏巡礼の系列的な対象としてまとまつたものの一覧表をかけておく。

「但馬巡礼三十三カ所」……至徳年中（一三八四～六）温泉寺（城崎町）中興清禅和尚の定めたところと伝えられるが、第一番の札所は進美寺（赤崎）である。

「但馬国六十六所地蔵順礼」……中古よりあつたと伝えられ、安永八年（一七七九）の書写にかかる但馬国内の六十六カ所の地蔵尊の順礼御詠歌が残っている。その中のわが町に関係あるものを抜萃して紹介しておこう。なお、山宮村の御詠歌は、現在歌われている歌詞をのせておく。

十六番 気多郡 床瀬村

たびつかれまづひとやすみとこせ村、ぢぞうばさつのみなをとなへて

十七番 気多郡 太田村

めぐれただ地蔵のゑんにうまれあい、みをよろこびのこころあるひと

十八番 気多郡 山宮村



写真176 但馬六十六所地蔵順礼  
十八番山宮村

世の徳はかずかず深き山の宮、めぐる心は悪を滅する

十九番 気多郡 阿瀬羽尻村

人もはじわがこころにもはじりむら、ぢぞうにごせ（後世）をたのむみ（身）となれ

二十番 気多郡 田の口村

はるごとにうえたのくちのぢぞうそん、たのむまことやほのみえにけり

二十一番 気多郡 名色村

つみ消えてさわりなしきのぢぞうそん、衆生済度のちかいもれづば

二十二番 気多郡 稲葉村

うちおさめはやいなんばとたのしみて、めぐる地蔵のふだしょなりけり

二十三番 気多郡 山田村

はえしげるやまたのさとの地蔵そん、りしやうにそだついねもみのりて

五十一番 気多郡 浅倉村

なにはにすひ（陽）もと（疾）くてらすあさくらの 地蔵のちかいたのめもろびと

五十二番 気多郡 坪木 藤井村

よにつたへさくやふじいの花のもり るりのつぼきの地蔵ばさつは  
尚、末文に次の如く記されている。

「右六十六所の地蔵順礼は、往古よりこれあると雖も、中絶して巡る人なし、此度、菩薩の靈夢篤くこれを現わすものなり。六十六所の札内、巡り様は、在々所々を報捨して、錢無き時は野山にても夜を明かし、第一その様に苦労してこそまことの道と思うべし。その内にも我より悲しき貧者と見るならば、少しの食べ物も分けて与へ、又は同業にも致すべきこと、慈悲心肝要なり。報捨せば、その日その日の泊りにて、何にても志の施主、今生は家内安全、菩提の為と会向して、地蔵菩薩の御名を唱へ念佛修行し給へば、菩薩は甚だ御満足遊し候なり。当國六十六所の地蔵順礼をまことの心にて巡り候へば、日本廻国致せしも同然にて候なり。云々。」

「進美寺参道、道標地蔵尊」……

- 1、赤崎より、十二町、宝暦四年（一七五四）、造立さる。
  - 2、向日置より、旧参道、十八町、寛政六年（一七九四）、造立さる。
  - 3、養父郡浅間より、十八町、寛政十一年（一七九九）造立さる。
- 「庚申巡り」……地蔵庵（野村）、淨土寺（芝村）、庚申堂、隆國寺（荒川村）、庚申堂（栗山村）、觀音寺（觀音寺村）、長寿庵（篠垣村）、常光寺（佐田村）、正伝庵（伊府村）
- この庚申めぐりの発生年月は不詳である。

又、明治以降において、いくつもの巡礼が創始されているので、以下に併せてあげておく。

「新西国三十三カ所観音巡り」……日高地区、国府地区の寺院やお堂に、観音西国札所の石仏を造り、御詠歌をあて、西国巡礼を短縮して地元ですませる簡便法であつて、明治三十七年に制定された。

「比曾寺八十八カ所巡礼」……頃垣村の久持山比曾寺は高野山真言宗に属するが、広大な寺域比曾山の一周約一里のコースに、大正元年に新四国八十八カ所靈場を開山した。春秋二季に大師祭りが行われる。「蓮台寺八十八カ所巡礼」……知見の九品山宝寿院蓮台寺も高野山真言宗に属するが、大正三年高野山開創一千百年記念に八十八カ所の靈場を東山を開いたが、年と共に巡路荒廃し、道嶮しく遠きに過ぎ巡回困難となつたため、昭和三十年、寺の南の近距離の山に移祭した。

「大円寺三十三カ所観音巡り」……神鍋（栗栖野）の久遠山大円寺は臨濟宗南禅寺派別格地に属するが、大正五年に觀音講を創始し、神鍋山の三十三体觀音を祀る行事を春秋二回行つてある。

「国分寺八十八カ所巡礼」……江原の觀音寺において大正十三年より創設された。

「三方西国三十三カ所観音巡り」……三方地区において、昭和御大典記念に創設された。

このように、民間信仰は非常に根強い伝統をもつて当地方にうけつがれて来たことを強く感ぜずにはいられない。

青谿書院に学んだ人々

出石藩主仙石久行が、伊藤東所を招いて「弘道館」開講の式を挙げたのが天明二年（一七八二）であるといふ。また豊岡藩主京極高行が藩政の改革に努め、精神面で心学を採用し、ついで藩校「稽古堂」を創設したのが天保四年（一八三三）である。

これら藩士のための学校は、但馬地方における士族階級の教育水準を高めるのに非常に大きな貢献をしたのであって、それは、明治維新以後の文明開化の時代における、初代東大総長加藤弘之（弘道館）、東大総長、文部大臣、枢密院議長浜尾新、文部大臣久保田譲（稽古堂）などの出身者の活躍ぶりからもこれを認めることができる。

これらの藩校とは全く別に、特異な私塾として、池田草庵の青谿書院が生まれた。草庵は文化十年（一八一三）宿南村に生れた百姓の子であるが、若くして広谷村の満福寺に入り名僧弘実（不虚上人）の教えを受け、次いで讃岐の学者相馬九方が但馬に来り広谷村の大庄屋大橋宗右衛門の家に身を寄せるのに際会し、これについて儒学を学ぶうち、儒学こそわが道であると考えるに至り、天保二年（一八三二）数え年十九歳の春、寺を抜け出て京都の九方のもとに身をよせ、勉学に励み、やがて春日潛庵と親交を結んだ。そして豊岡藩の稽古堂創設に当り、藩主から師の礼をもって迎えられたときも、その申出を断り京都に家塾を開いて動かなかつた。この草庵が、郷党の懇請やみがたく、遂に郷党の子弟の教育こそ自分の使命であると意を決して帰郷するのが、天保十四年（一八四三）三十一歳のことである。

はじめ草庵は、八鹿の豪農西庄村兵衛の心学の講堂「立誠舎」を借りて郷党人を教えることとなつたが、やがて弘化四年（一八四七）宿南村に一院を作り「青谿書院」と名づけたのである。

草庵の門を訪れる子弟はふえる一方であつた。草庵の死去する明治十一年（一八七八）までの間に、門人の総数は六百七十三人に達したといふ。この但馬聖人といわれた池田草庵の門人名簿から、氣多郡出身（浅倉・赤崎を含む）の門人全員三十名を次に紹介しておこう。この数は決して多いとはいえない。むしろ非常に少な

表34 池田草庵門人名簿（氣多郡出身）

年次	氏名	出身村名	年次	氏名	出身村名
明治三年	明治二年	明治元年	文久四年	文久三年	文政四年
引野 知見	芝 清冷寺	栗山 深冷寺	栗山 吉井	上郷 手辺	万延二年
赤木秀造	垣谷喜久間 改名 弥三治	田尻東一郎 東樂寺 逮延房	河本喜一 西田牛太郎	橋本作太郎 岡本敬輔	門間嘉蔵 改名 賴澄
明治十年	明治九年	明治八年	明治七年	明治六年	明治四年
加陽 江原	浅倉 万場	手辺 衿布	上石 池上	上郷 引野	知見
小西庄吉	田尻重吉 宮代源之助	国屋廉平 長谷川佐太郎	植坂五三次 田尻侃一 間狩浜次郎	赤木菊吉 間狩三吉 谷垣幾治	明光寺 賽
田口幹太郎	号 西軒 改名 丈右衛門	改名 尼玉養典	標武	赤木菊吉 間狩三吉 谷垣幾治	秀囊

く、低調であることができる。これに比べれば現代の教育普及度がいかに進んでいるかを痛感せざるを得ない。

#### 孝行者の表彰

忠と孝との封建道徳の励行は、主従親子の上下支配、家父長制社会秩序の確立のために重要な意味をもっていた。老人を敬い、父母に孝養を尽すことは、法度五人組帳においても強調された事項であったが、孝子を見付けければほうびを与えて表彰し、また巡見使に対し報告したりしている。

#### 出石藩の天明八年（一七八八）の巡見の際の資料の中に次の二節がある。

「勝れて孝行なる者ならびに長命なる者御座なく候。但し伏村に幸助と申す孝人御座候。父は天明二（一七八二）寅年九十歳にて相果申候。父の存命の内に年々米二俵づつ下し成され候。もともと、孝行は昼夜父の頭に相添い、望みなる食物等あたへ、いか様の事申し候ても相そむき申さず、厚く孝養仕候。右のほかに郡中（氣多郡内出石領四十五カ村）に孝人四人、先年は御座候」

また出石藩の孝義録なるものがあるが、それによると、孝行者、奇特者、農業出精、家内相睦などの理由でほうびを与えた者の名前や年代がわかる。氣多郡内の表彰者は「孝行者」として次の人達が表彰されているので名前と表彰年次をあげておく。

岩中村	ろく	百姓五兵衛娘	寛保元年（一七四一）
日置村	茂左衛門	百姓	宝暦五年（一七五五）

上石村	ふり	百姓勘右衛門娘	宝暦九年（一七五九）
堀村	くめ	百姓孫兵衛娘	宝暦九年（一七五九）
池上村	吉右衛門	百姓	明和元年（一七六四）
土居村	甚六	無高百姓	明和四年（一七六七）
土居村	甚四郎	無高百姓	明和四年（一七六七）
土居村	惣四郎	甚四郎の弟	明和四年（一七六七）
伏村	幸助	百姓	安永五年（一七七六）
堀村	いそ	百姓喜兵衛妹	天明三年（一七八三）
加陽村	又右衛門	無高百姓	天明四年（一七八四）
堀村	福太夫	万歳	寛政元年（一七八九）
府市場村	弥兵治	百姓	寛政元年（一七八九）
府市場村	庄右衛門	百姓	寛政二年（一七九〇）

（この幸助は、前記巡見資料の幸助と同一人物である）

### 第三節 寺院と神社と人物

**隆国寺の建築と岸派の襖絵** 隆国寺は荒川村、字金野にあり、布金山、長者峯と号し、播州三木の雲竜寺の末寺であつて曹洞宗に属し、十四の末寺と四つの末庵を有する地方の巨刹である。

寺伝によれば、初めは樂前城主垣屋播磨守隆國ささのくわが一寺を創立し、安養山西方寺と称したが、樂前城廢城の後、その支族である知見村垣屋氏の祖がこれを羽尻村の支郷の金山きんざん字寺谷てらだにの地に移したが、時まさに阿瀬奥金山の盛時であつて、寺の地内に砂金が多く、そのため寺を布金山長者峯と号し、開基の名をとつて隆国寺と改め、富貴に因んで牡丹の花を寺の後の庭園に植えたという。

ここから現在の土地に移ったのは、元和九年（一六二三）に大光院住職大僖宗椿和尚がこの土地を近隣諸村より寄進を受けた際、隆国寺と大光寺の二寺を移し、堂宇を建立し、合せて隆国寺と称したことによるものであつて、これより以来、寺風大いに興り、今日の基礎が作られたものである。

その後火災にかかり、全焼したのであるが、十四世の春曉和尚が鋭意その復興を図り、寛政四年（一七九二）本堂造営、ついで同六年（一七九四）禪堂、享和二年（一八〇二）山門、享和三年（一八〇三）惣廻、文化三年（一八〇六）惣門を完成し、此間数年にわたり石垣も改修した。これが現在の堂宇であるが、外廓はさながら城廓の如くであり、山門の結構は、豊岡の養源寺（曹洞宗、末寺二十八寺）と共に但馬の双璧を

以て称せられたが、養源寺山門は大正十四年（一九二五）の北但大霊災において焼失したので、現在の堂宇の価値は江戸時代寺院建築として代表的な価値がある。

この隆国寺の本堂に、弘化三年（一八四六）に次の襖絵が制作された。

孔雀の図（四面）、花鳥の図（四面）、鶴の図（八面）、虎渓三笑図（二面）、桜の図（二面）、以上岸岱筆。虎の図（八面）、農耕の図（八面）、以上岸岱筆。

いずれも紙本、墨画、淡彩の大作であり、香住町森の大乗寺が、天明七年（一七八七）および寛政七年（一七九五）の円山応挙の「山水図」「郭子儀図」「孔雀図」などのほか、吳春の「耕作図」「群山露頂図」、長沢芦雪の「群猿図」、源琦の「梅水禽図」（浮鷗） その他数多くの襖絵により、円山四条派の一大美術館と称せられ、但馬における最高の絵画部門文化財の宝庫となっているのに対比して、江戸時代後期において、京都の画壇において円山四条派が全盛をきわめている時に、これに対抗して独自の作風を形成した岸派が、大乗寺を相距る僅か数里の、ここ隆国寺の障壁画制作により、大乗寺の円山四条派に対抗して一大デモンストレーションを行つた野心作とみるとができよう。

岸派の始祖の岸駒（がんく）は、狩野派の画法を修め、ひろく和漢の古典を学び、特に沈南蘋の写生と彩色の影響を受け、山水、人物、花鳥などいざれをもよくし、霸氣のある画を描き、特に画虎を得意とし、「岸駒の虎」として喧伝され、天保九年（一八三八）九十歳（一説、八十三歳）で死んだといわれる。

岸岱（がんたい）は岸駒の子であり、岸徳（がんとく）は、旧姓青木、字は士道、士進といい、連山と号し、岸駒に学びその養子となり、安政六年（一八五九）十月、年五十六で死んだ画家である。いずれもその

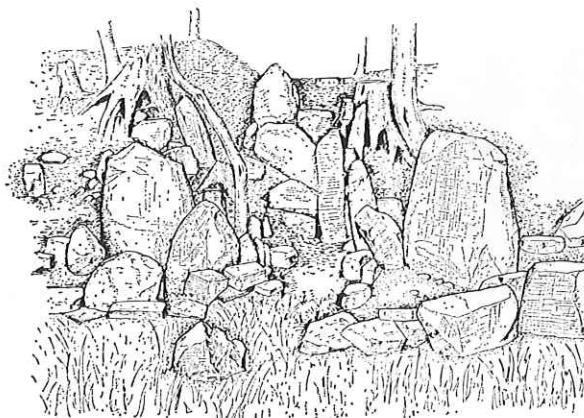


図56 旧大岡寺庭園滝石組写生図  
(『日本庭園史大系13巻桃山の庭』より)

力量は、当代画壇の偉才といわれた岸駒に及ぶべくもないが、隆国寺の前記三十六枚の障壁画に盛られた題材は、当時の岸派の全面目をかけて取組んだ意気込みを感じさせるものがある。これらの襖絵のうち、まづ岸徳の「孔雀の図」四面のみが、昭和四十五年四月十七日、日高町文化財に指定されている。(住職、大田大穂) (巻頭写真参照)

所有者	古義真言宗高野派	所在地	兵庫県城崎郡日高町大岡十
作庭年代	大岡寺(住職、沢井隆照) 桃山時代		
様式	池泉(涸)観賞式		
指定年月日	昭和四十七年三月二十四日		
この庭は、旧大岡寺の庫裡書院の東北側横庭となつていて、その面積は約百二十坪(三九六平方メートル)ほどあり、池泉は約十七坪(五六平方メートル)ほどある。本庭は山畔を利用した池泉観賞式の庭園で、上部から滝の石を組み、山畔には、下部の池庭護岸を兼用した多くの石組があり、その石組手法は豪			



写真177 長楽寺の茶湯釜

華剛健で桃山時代初期(天正年間)の作庭と認められる。竜門式の滝造りで、中心に池、その周囲に遠山石、蓬萊石、亀甲石、鶴羽石等が配置されており、山口県常栄寺庭園に準ずる名園として価値が高く、「日本庭園史大系、第十三巻、桃山の庭(内)」(重森三玲他著)において詳しく紹介されている。(巻頭写真参照)

**進美寺の鰐口**(兵庫県指定文化財、工芸) 所在地 兵庫県城崎郡日高町赤崎一一五〇番地  
所有者 進美寺(住職、山本良英)

製作年代 明徳三年(一三九二)、南北朝時代

指定年月日 昭和四十八年三月九日

この鰐口は、直径六〇センチメートル、重さ四八・七五キログラムの  
堂々たるもので、右側に「但馬国養父郡内進美寺」左側に「明徳三年壬  
申六月十七日、願主当山住侶幸圓」と書かれている。撞座の意匠に南北  
朝時代の特長をもち、文様、形式において代表的作品と認められ、目下  
兵庫県下では第九番目の古さのものとされている。(巻頭写真参照)

**長楽寺の茶湯釜**(日高町指定文化財、工芸) 所在地 兵庫県城崎郡  
所有者 長楽寺(住職、水生宥啓)

所有者 長楽寺(住職、水生宥啓)

製作年代 桃山時代、天正五年（一五七七）

製作者 大工与治郎

指定年月日 昭和四十五年四月十七日

この茶湯釜は、胴径八寸五分、口広四寸二分、鉢附鬼面の尻張釜であって、千利休の専属の釜師の与治郎により作られたものである。「奉寄進、住吉社、神楽所、天正五年九月吉日、願主松田氏、大工与治郎作」の銘がある。いつ頃、どのような由来で長樂寺に招来されたものかよく分らないのが惜しい。

所在地 兵庫県城崎郡日高町觀音寺字中筋七二一番地  
觀音寺の仁王門（兵庫県指定重要文化財、建造物） 所有者 観音寺（住職、山本良雄）

建造年代 室町中期以前

構造 柄行三間（七・五〇メートル）

梁間二間（四・二六メートル）

一重、寄棟造、桟瓦葺

指定年月日 昭和四十三年三月二十九日

志貴山觀音寺は天台宗の古刹である。現在の堂宇は、觀音堂宝樓閣が寛文十二年（一六七二）、本坊は宝暦十三年（一七六三）の造営と伝えられる。最も遺構として貴重なのは山下に南面して立つ仁王門である。三間一戸の一重門で、前面両脇の間の床を板張りとし、内に仁王像を安置している。建造年代は形式や手法



写真178 大円寺開山悦叔禅師語録

からみて室町中期を下らないとされるが、細部は和様を基調にして、それに唐様（虹梁、粽をもつ柱など）を混用した形式で、全体としては、木削りが細く、構造や意匠にやや洗練さが欠けているうらみがあるが、**蟇股**（中央間、前後両面とも）、**蓑束**（中通り中央間、虹梁上）などはよく時代の特質を表わしており、ことに隅柱に伸び増し（約一センチ）があること、丸桁に隅増しがないこと、斗の成が高いこと、などの古式を存している点が注目すべきであるといわれる。屋根は桟瓦葺であるが、もとは茅葺で大棟には今なお当初の形式が残っている。（巻頭写真参照）

## 大円寺開山悦叔禅師の語録（日高町指定文化財、古文書）

所在地 兵庫県  
城崎郡日高町神

鍋（栗栖野）

所有者 大円寺（住職、畠山宗甲）

指定年月日 昭和四十八年三月二十九日

久遠山大円寺は、臨済宗南禅寺派、別格地の禅寺であつて、慶長十一年（一六〇六）南禅寺第二百六十九世の住持、悦叔宗最禅師の開基にかかるといふ。

現在の堂宇の建立年代は厨庫、宝暦十一年（一七六一）、宝蔵、宝暦十二年（一七六二）、方丈、宝暦十四年（一七六四）、楼門、安永七年（一七七八）、隱寮、鎮守堂、天明四年（一七八四）、鐘楼、文政五年（一八二二）の造営にかかる。

大円寺開山の悦叔禪師は、慶長八年（一六〇三）より元和七年（一六二一）に至るまでの期間の自身の法語類、行事等を三冊の書に筆録して残しているが、この文書は当時の南禅寺の歴史、および禪宗の歴史を知る上に最も重要な資料に数えられているという。

尚、このほかにも、大円寺には、円山応挙筆「竹と虎の画」、与謝蕪村筆「屏風」、沢庵禪師書、白隱禪師書などが蔵されている。また、本尊の釈迦如来坐像は鎌倉時代の作と伝えられる。

### 氣多神社の建築

上郷字金堀にある氣多神社は、明治三年に氣多神社と社名を改めるまでは、中世以降幕末に至るまで、總社氣多大明神と仰がれていた。その本殿は柿葺入母屋造、建坪十四坪八合で、延宝五年（一六七七）に修當の棟札が残っており、拝殿（瓦葺入母屋造、建坪四坪）の建築も、同期のものとみられる。

この本殿と拝殿は、近世初頭における神社建築として、形式も出来栄えもすぐれしており代表的な価値のある建築といわれている。

『兵庫県神社誌』（昭和十三年）によれば、氏子は百五十三戸ある。近世初頭の氏子戸数は遙かに少なかつたとみられるから、このような社殿を寄進するのは農民達にとって大きな負担であつたに相違ない。

この造営の大工名はわかつていなが、例えば十戸村の戸神社の宝暦九年（一七五九）の本殿再建の時に造営に当つた大工は、大工頭野村甚右衛門、大工安良川村（荒川村）源四郎、野村甚六、知見村弥助、清七、木挽山の宮村信六と名前が見えており、篠垣村の岩龍<sup>いわつき</sup>神社の宝暦十三年（一七六三）の本殿造営の大工は、



写真179 田尻嘉兵衛が画いた父の顔絵  
(横浜市 田尻昌克提供)

安良川村（荒川村）吉田直右衛門、三九郎、惣左衛門外三名が当ったという。

郡内の村々に存在した数多くの神社のいずれもが、大同小異のありかたで、氏子より社殿の寄進を受けたのであり、近郷近在の大工が力を合せて、心をこめてその造営に当つたのである。右にあげた氣多神社の今に残る社殿は、それらの中での数少なく残る貴重な遺構である。氣多郡内における村々の神社建築の代表として、ここに紹介しておく。

田尻嘉兵衛義番（たじりかへえよしつぐ）——代表的文化人

宝暦五年（一七五五）浅倉村に生れた。田中

田尻家七代嘉兵衛包好の二男。幼名治三郎。

当地方の代表的文化人であつて、可朗、朗、名窩、花竣などと号し、和歌俳諧をよくし、三能海堂に師事して画も描いた。また彫刻も上手で、仏だん、但東町中山藏雲寺山門の額、極楽寺の聯なども残している。寛政十二年には浅倉地図を描いた。

義番は文章も善くし、享和元年（一八〇一）正月には父の七代田尻嘉兵衛包好（泰寿と号す）の死去に際し日記風の「泰寿病中往生記」（西

村信一編『但馬文学誌—増補編』所収)を、また文化九年(一八一二)初夏には俳文の「天の橋立紀行」(『但馬文学誌—後編』所収)を書き記している。

天の橋立紀行は五十八歳の時の作品であるが、芭蕉の作風を学び、その影響を強く受けていることがうかがわれる。出石陶窯、文珠堂、成相寺なども訪れ、風雅の旅を悠々と楽しんでいるが、次に文中の俳句の数句をのせておく。

牡若見よや唐津の下絵書

地虫とふ里もさくらの茂かな

夕潮や麦の穂なみの友うつり

桜見し眼をあらはばや余謝の海

生れ出て弥勤をまつる山の蟬

松風の袖吹わけつ麻衣

朗

文化十二年(一八一五)十月九日、六十一歳で死去した。(尚、故陸軍中将田尻昌次氏は田尻家十二代の

子孫である)

上田未生斎広甫(うえだみしようさいこうほ)——華道未生流二代目家元

寛政十一年(一七九九)土居村

に生れた。父は九助、幼名安蔵、

屋号を鍋屋といった。華道家元未生流二代目で、初代の名号を継ぎ未生斎広甫と名乗り、上田の姓を用い、

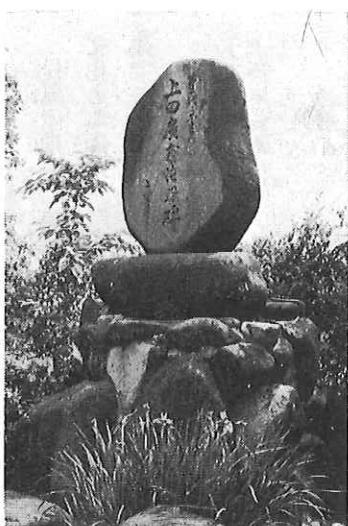


写真180 上田未生斎廣甫の碑（長見寺）

正行、周防法眼とも称した。

安藏は幼時、家が貧しいため土居村の大庄屋上田九左衛門方に雇われ牛飼いの仕事をしていたところ、文化二年（一八〇五）江戸の浪士田沼某なる者が飄然と本村を訪れ、上田九左衛門の懇望により同家に寄寓した。これが挿花に堪能で、未生流の流祖となつた未生斎一甫であった。安藏は同宗匠について挿花を学び、天分を認められて養子に懇望され、やがて宗匠について大阪に出、のち二代目家元未生斎を継ぎ淡路町で多くの門弟に教授し、大家として名を成し、文政年間には京都の嵯峨御所の花務職として仕官したという。

廣甫は、神儒仏の三道の勉学に励み、天文易学にも通じ、天地人の理を推究して未生流の布教につとめ、花道に関する多くの著述をあらわすと共に、和歌や俳諧にも長じていた。

門人は東は江戸から西は安芸、長門、九州の肥前、肥後にまで及び、生国但馬をはじめ近畿、中部、中国地方に数多く、『未生御流華術三才斬』など十数種の著作は花道指南書としてすぐれている。

安政四年（一八五七）七月十三日、数え年五十九歳で死去した。本空院殿法眼正行居士。大阪市天満東寺町の日蓮宗成正寺に葬る。

尚、土居の長見寺は、はじめ天台宗であったところ、寛文年中、上田九左衛門を開基とし曹洞宗に属した

と伝えられるが、上田広甫の六角の墓石と石碑が現存しており、毎年七月の第二日曜には、但馬未生流の門下末弟が相つどい二代目家元の法要が営なまれてているという。

長沢蓼州（ながさわりょうしゅう）――学識高い大庄屋  
安永七年（一七七八）府中新村（手辺村）に生れた。名は弘、字は士毅、幼名藤藏、太左衛門の家名をつぎ、蓼州、淡斎と号した。

生家長沢家は代々庄屋であり、大庄屋格で苗字帯刀を許されていた。幼くして俊才の聞え高く、出石藩士桜井東亭（俊藏）、東門（良藏）の二儒について学び、やがて京都に上り皆川淇園のもとに入門、学殖深く、重んぜられ、頼山陽、梁川星巖、村瀬藤城、橋本左内らと交遊し、親交を結んだ。

やがて蓼州は年老いた親への孝養のためと宣言して友人の京都在留のすすめを振り切って郷里へ帰り、庄屋職を継いだが、近在の子弟はその学識を慕つて続々と集り、あたかも私塾の觀を呈したという。

蓼州は出石藩より用達の役に任せられたが、識見高く正義感強く、出石藩大老仙石左京が実権を握るに至り、反対勢力を一掃するや、熱心に近辺の用達仲間や、大庄屋、庄屋連中を動かし、みづから抗議の連判状を作成し、強く藩政の正常化、悪政の改革を建言した。これを受け取った仙石左京は大いに怒り、ために文政十年（一八二七）蓼州は大庄屋格を免ぜられ、御用達の地位も取上げ、苗字帯刀さしとめの上、追い込み、家財道具悉く封印、謹慎の処罰に遇うに至ったが、後年仙石騒動一件落着の後に許されて再び大庄屋格、用達を勤めた。詩文を好み、書を善くし、傑出した文化人であったが、天寿を全うし、文久三年（一八

六三) 二月二十九日、八十五歳で死去した。宗歛居士。

尚、桜井東門は、『但馬考』を撰した桜井舟山（良翰）の養子東亭の長女と結婚し、出石藩儒桜井氏を継いだ朱子学者であるが、皆川淇園、佐藤一斎ら当代一流の儒者と交ると共に、西洋事物の研究に着目した当地方における先覚者であり、長崎に至つてオランダ人に出会つて種々見聞に努め、西洋印刷物、機械等を購入して帰り、また江戸に下つて司馬江漢、大槻磐水らと交際して西洋の事情を講究したりしているが、東門日乗、東門雜記等の多数の著書があり、安政三年（一八五六）に八十一歳で死去している。東門は文政九年に左京より幽閉、隠居蟄居を命ぜられており、蓼州はこれが赦免に奔走して厄に遇つた。蓼州と東門の交りは非常に深いものがあつたといふべきである。

赤木勝之（あかぎかつゆき）——労作但馬国新図の著者

享和二年（一八〇二）四月十七日、丹波佐路村  
（佐治）において父を中島与兵衛、母を鶴岡村の

河本氏の女とし、その次男として生れた。数え年二十七歳の時上郷村の赤木氏の養子に来り、家名を継ぎ、八左衛門と称し、勝之といい、家督を譲つて以後は八藏と改名す。居宅をハ々洞と命名し、一名紅蓼軒とも呼ぶ。ハ々山人と号した。

勝之は人となり厳正、学を好み、地理の研究に造詣深く、四十代半ばすぎよりみづから但馬全国をくまなくめぐり、土地の方角地理、路次の遠近、名所旧蹟古歌、土産、人物奇談などを詳しく明らかにし、安政二年（一八五五）「但馬国新図」を著した。現在残されている三尺四方の木版図によれば安政六年に刻成とあ

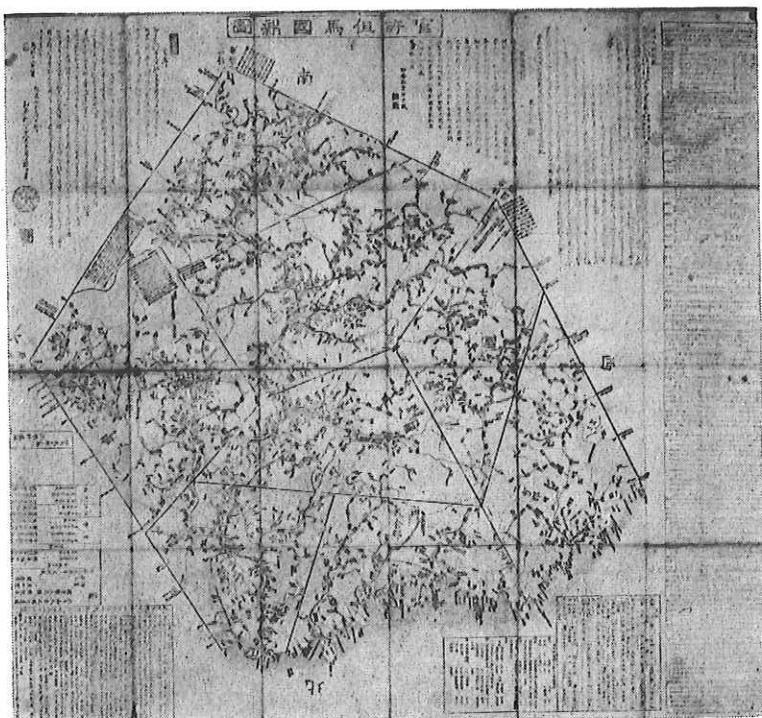


図57 但馬国新図（赤木兵八郎蔵）

り、出石と湯嶋（城崎）の書林のほか、京都、江戸、大阪の書林でも販売されたことがわかる。これは生野久美浜両代官、出石豊岡両藩主、をはじめ阿波水戸諸侯、更に田中河内介の紹介により中山大納言を経て天覧にまで供せられたという。

勝之は幾多の士人墨客と交遊があり、勤皇の志厚く、深く心を水戸候に傾倒していた。また、出石町に別荘を設け、たえず出石藩士多田弥太郎に師事し、高橋甲太郎、田中河内介らとも親しかったという。多田弥太郎も高橋甲太郎も共に生野義挙の主謀者である。

多趣味であつた勝之は、囲碁を好み、晩年の著「一眼識八巻」には仏

教哲理に囲碁理論を織りませて説いている。謡曲にも巧みで、狂歌も好んで作り、狂歌集も残しているし、隨筆雑記類も著している。

文久元年（一八六一）五月二十九日、数え年六十歳で死去した。栖鸞智道居士。

千葉郁太郎（ちばいくたろう）——尊皇の志士

弘化元年（一八四四）七月、栗山村に生れた。医師田路鼎  
斎（とうぢていさい）の長男。鼎斎の父は香庄村（豊岡市  
神美地区）の医師二代目小森正造である。正造の長男信古は三代目正造を継ぎ、次男綏猷（やすみち）は勤  
皇の志士田中河内介として有名であり、三男玄龍は八代村医師井東氏を継ぎ、四男鼎斎が栗山村医師田路氏  
を継いだ医師の家系である。

郁太郎の名は田路玄桂といい、幼時より香庄村なる伯父の三代目小森正造に預けられ養育され、出石藩の  
儒者堀田省軒に師事し、儒学を修めたが、やがて伯父田中河内介より京都に呼び寄せられその董陶を受ける  
や、強くその影響を受け尊皇憂国の志士として国事に奔走するに至った。田路家の祖は平氏に出で、下総の  
人千葉氏の後裔、足利氏の末流であると知り、自ら千葉姓を名乗り、郁太郎、徳胤と称した。

郁太郎は容姿端正、河内介の長男左馬介と殆んど同年輩で、眞の兄弟の如くであったという。

文久二年（一八六二）四月二十三日、寺田屋騒動が起るや、河内介、左馬介らと共に捕えられ、五月一日  
二艘の船に分乗して薩摩へ護送されることとなつたが、河内介と左馬介はその船中で播磨沖で殺害され、別  
船の郁太郎は同志中村主計、海賀宮門と共に五月四日に日向国細島に揚陸の上殺害された。時に年十八歳。



写真181 千葉郁太郎の碑  
(日向市教育委員会提供)

明治維新の後、正五位を賜わる。殺害の地には三烈士の碑がある。

千葉郁太郎の生家は殆んど旧態のまま現存しており、玄関入口には「和楽」、玄関には「臥龍館」と、いずれも大納言中山忠能卿の筆に成る木彫横額が今も掲げられている。

